

みたけファンクラブ協力店事業実施規約

第1条（目的及び定義）

本規約は、みたけファンクラブ事務局（以下「事務局」といいます。）が実施する「みたけファンクラブ協力店事業」（以下「本事業」といいます。）における、協力店（以下「店舗」といいます。）の権利義務、運用ルールを定めるものです。

2 本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「会員」とは、みたけファンクラブの会員登録規約等に基づき会員登録をした者をいいます。
- (2) 「クーポン」とは、事務局がデジタル形式で発行し、会員が店舗において対価の支払いに充当できるものをいいます。クーポンは会員に対して無償で発行するものとし、会員から対価を得て発行するものではありません。
- (3) 「会員特典」とは、店舗が任意により会員に対して提供する独自のサービスをいいます。
- (4) 「来店ポイント」とは、会員の来店時等に、QRコードを読み取ること等で付与されるデジタルポイントをいいます。
- (5) 「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

第2条（協力店の登録）

本事業への参加を希望する店舗は、事務局所定の申込方法により申し込むものとし、事務局がこれを承認した時点で、店舗と事務局との間に本規約に基づく契約（以下「本契約」といいます。）が成立します。なお、特典の提供に当たっては、景品表示法上の一般懸賞に該当しない場合（いわゆる「総付景品」）における景品類の提供制限（取引価額の20%以内。ただし取引価額が1,000円未満の場合は200円以内）を遵守するものとし、判断に迷う場合は事務局に相談するものとしします。

2 事務局は、申込みをした店舗が暴力団等の反社会的勢力に該当し、若しくは該当するおそれがあると認める場合その他本事業の趣旨に照らして不適当と認める場合には、登録を承認しないことができます。この場合、事務局は当該理由を開示する義務を負いません。

第3条（協力形態と対価の支払）

(1) 会員特典（自主提供型）：店舗が任意に設定したサービスを会員に提供する形態をいい、提供に係る費用及びそれに付随する一切の責任は店舗が負うものとしします。

(2) クーポン決済（事務局補填型）：会員が提示するクーポンを代金の一部又は全部に充当する形態をいい、事務局は、第7条の規定に基づき、店舗に対して利用されたクーポン相当額を支払います。

(3) 来店ポイント：事務局が指定するQRコード等を店頭に設置し、会員が読み取ることでポイントを付与するものをいい、店舗にポイント原資等の費用負担は発生しません。

第4条（利用ルール及び除外品目）

クーポンは、100円、500円又は1,000円等事務局が指定又は発行する単位で利用できるものとしします。

2 クーポンは、決済金額（税込）以下の額面のもののみ利用できるものとしします。決済金額がクーポンの額面に満たない場合、店舗は当該クーポンの利用をお断りすることができ、この場合、店舗は会員に対し追加の商品購入を促す等、決済金額がクーポンの額面以上となるよう案内することができます。

3 前項の規定によりクーポンを利用する場合であっても、店舗は釣銭を出してはならず、会員は釣銭の請求をすることができません。また、いかなる場合もクーポンを現金化することはできません。

4 次の各号に掲げる商品又はサービスについては、クーポンを利用することができません。

- (1) 酒類（飲食店において飲食の提供に伴い提供されるものを除きます。）及びたばこ（たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこをいいます。）
- (2) 商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、はがき、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ、宝くじその他換金性の高いもの
- (3) 土地若しくは家屋の購入代金、家賃、地代又は駐車料等の支払い
- (4) 税金、公共料金（電気、ガス、水道等）、国民健康保険料等の国又は地方公共団体への支払い
- (5) 株式、債券、保険料等の金融商品の購入
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの
- (7) 政治団体又は宗教団体に関連するもの、その他公序良俗に反するもの
- (8) その他、事務局が本事業の趣旨に鑑み不適切と判断するもの

第5条（ポイント及びクーポンの有効期限）

会員が獲得したポイント及びクーポンの有効期限は、事務局が別に定める期間とします。

- 事務局は、前項の有効期限を定めるとき及びこれを変更したときは、町公式ウェブサイトその他事務局が適当と認める方法により、あらかじめ町民等及び店舗に周知するものとします。
- 前項の規定により定められた有効期限を経過したポイント及びクーポンは、自動的に失効するものとし、事務局は失効に伴ういかなる補償も行いません。
- 店舗は、有効期限を経過したクーポンの利用を受け付けてはなりません。

第6条（店頭オペレーション及び不正利用の防止）

店舗スタッフは、不正利用（スクリーンショット等の提示、使用済みクーポンの再提示等をいいます。）を防止するため、クーポンの利用に際し、必ず会員の端末上で次の各号に掲げる動作及び状態を確認しなければなりません。

- (1) 会員が店舗専用の QR コードを読み取り、又は所定の「クーポンを利用する」ボタンを押下する動作
- (2) 使用済み画面において、事務局が指定する画面表示又は使用時刻が表示されていること
- 店舗は、前項の確認ができない場合又は不正の疑いがある場合には、クーポンの利用を拒否し、会員に対して現金等の他の決済手段による支払いを求めなければなりません。
- 店舗（代表者、従業員等を含みます。）が、自店舗において本クーポンを利用して自ら又は第三者のために不正に利益を得る行為は、固く禁止します。

第7条（精算及び支払い業務）

毎月末日を精算の締め日とし、事務局は翌月末日までに、店舗が指定する金融機関口座へ精算金を振り込みます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日とします。振込手数料は事務局が負担します。

- 1 か月分の精算額が 2,000 円未満の場合には、当該精算額は翌月以降に繰り越すものとします。ただし、本事業の終了時又は年度終了時並びに協力店登録の抹消時には、金額にかかわらず全額を精算します。
- 精算額は、事務局の管理システム上のログデータを正とします。店舗は、当該データと自店のレジ記録等との間に差異を発見した場合には、当該月の翌月 10 日までに事務局へ申し出るものとし、事務局はその内容を確認の上、必要な対応を行います。
- 店舗は、前項の差異確認のため、日次の利用控え又はレジ記録を 3 か月間保管するものとします。ただし、税法上の保存義務（原則 7 年間）については、店舗の責任において適切に管理しなければなりません。

第8条（会員特典の変更・中止）

店舗は、提供する会員特典の内容を自由に変更し、又は中止することができます。

- 前項の場合、店舗は実施の 14 日前までに事務局へ通知するとともに、店頭等において会員に適切に周知しなければなりません。周知が遅れたことにより会員との間で紛争が生じた場合は、店舗の責任において解決するものとします。

第9条（禁止事項と登録取消）

店舗が次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局は催告を要せず直ちに協力店登録を取り消し、精算金の支払いを拒否し、又は既に支払った精算金の返還を請求することができます。

- (1) 自ら又は第三者と通じて、虚偽のクーポン利用実績を作成した場合
- (2) 反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明した場合
- (3) 第4条第4項各号に掲げる除外品目に対してクーポンを利用させた場合
- (4) 本規約、関係法令又は事務局が別途定めるマニュアル等に違反した場合
- 事務局は、前項の規定により協力店登録を取り消す場合には、店舗に対し、その理由を付して通知するものとします。

第10条（免責事項と損害賠償）

システム障害、通信障害、停電、端末の故障又はシステムの保守管理等により、クーポンによる決済が一時的にできない場合、事務局及び店舗はその責任を負いません。この場合、会員は他の決済手段により支払うものとし、店舗はその旨を店頭に掲示するよう努めるものとします。

- 店舗と会員との間で生じた商品又はサービスの瑕疵、事故その他のトラブルについて、事務局は一切の

責任を負わず、店舗の責任と負担において解決するものとします。

- 3 店舗の責めに帰すべき事由により事務局が損害を被った場合には、店舗はその損害（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を賠償しなければなりません。
- 4 前3項に定める場合のほか、事務局が本事業の実施に関して店舗に対して負う損害賠償責任は、事務局の故意又は重大な過失による場合に限るものとします。

第11条（知的財産権の保護）

事務局が店舗に提供するロゴマーク、キャラクターデザイン及びマニュアル等の著作権その他の知的財産権は、御嵩町に帰属します。

- 2 店舗は、本事業の広報目的に限り、事務局が指定する範囲内でこれらの知的財産を使用することができるものとし、改変、再許諾又は目的外の使用をしてはなりません。

第12条（反社会的勢力の排除）

店舗は、自ら又はその役員が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを保証します。これに反した場合、事務局は何ら催告を要せず直ちに登録を抹消することができ、これにより店舗に生じた損害を賠償する義務を負いません。

第13条（予算上の制約及び事業の変更・中止）

事務局による精算金の支払いその他本事業の実施に係る財政上の措置は、御嵩町の予算の範囲内において行うものとします。

- 2 事務局は、予算上の制約その他やむを得ない事由があるときは、本事業の内容を変更し、又は中止することができます。この場合、事務局は、可能な限り事前に店舗へ通知するものとします。
- 3 前項による本事業の変更又は中止により店舗に損害が生じた場合であっても、事務局はその責任を負いません。

第14条（地位等の譲渡禁止）

店舗は、事務局の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

第15条（規約の変更）

事務局は、本規約を変更する必要があると認めるときは、変更後の内容及び効力発生日をあらかじめ店舗に通知した上で、本規約を変更することができます。

- 2 店舗が、前項の効力発生日以後も本事業への参加を継続する場合には、変更後の規約に同意したものとみなします。変更後の規約の内容に同意できない店舗は、次条の規定により解約することができます。

第16条（解約）

店舗が協力店登録の辞退又は抹消を希望する場合には、解約希望日の14日前までに事務局に届け出るものとします。

- 2 事務局は、本事業の終了その他事務局の都合により、店舗に30日前までに通知した上で、本契約を解約することができます。

第17条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても、第7条（精算及び支払い業務）、第9条（禁止事項と登録取消）、第10条（免責事項と損害賠償）、第11条（知的財産権の保護）、第12条（反社会的勢力の排除）、第18条（協議）の規定は、なお効力を有します。

第18条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた事項については、事務局及び店舗が誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附 則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。